

平成29年5月改正の福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)に基づき、浜通り地域等で「福島イノベーション・コースト構想」を推進、福島県全域で新産業創出を重点的に取り組むため、「福島復興再生基本方針(平成29年6月30日改定閣議決定)」に即して、「重点推進計画」を策定する。(全50ページ)

第1部 計画の基本的事項

- 目標**
- ①浜通り地域等における自立的な経済復興の実現
 - ②福島県全域での先端産業の集積による全県的な経済復興の実現
 - ③世界に誇れる福島の復興・創生の実現

本計画の区域 福島県全域
本計画の期間 ~ 2020年度末まで

第2部 福島イノベーション・コースト構想

福島国際研究産業都市区域

浜通り地域等15市町村

(いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村)

本構想実現のための基本的な方向性と取組の内容

方向性(1) 拠点の整備及び研究開発の推進

各拠点を着実に整備、研究開発の促進により、浜通り地域等に復興のシーズ(種)を蒔く環境づくりを推し進める。

(主な取組)

ア 廃炉等

- ・JAEAと連携した、廃炉等分野への地元企業の参入支援
- ・技術開発・実用化の推進、情報発信

イ ロボット

- ・福島ロボットテストフィールドの整備、管理・運営、ロボット開発・実証
- ・World Robot Summit開催に伴う産業育成
- ・技術開発・実用化の推進



ウ エネルギー

- ・復興を牽引する再生可能エネルギーの導入促進
- ・水素社会モデル、スマートコミュニティの構築
- ・新たなエネルギー利活用の推進



エ 農林水産

- ・先端技術等による新しい農業の推進
- ・研究開発、技術開発・実用化の推進

オ 環境・リサイクル

- ・産学官連携の支援、技術開発・実用化の推進

カ 情報発信拠点(アーカイブ拠点)

- ・情報発信拠点(アーカイブ拠点)施設の整備、関連資料の収集

方向性(2) 産業集積の促進及び未来を担う教育・人材育成

地域特性を生かした産業の集積を進め、本構想や復興・地域再生を担う人材育成に取り組む。

(主な取組)

ア 企業立地・産業集積の促進

- ・企業立地の促進、地域情報の発信
- ・地元企業等と地域外企業との連携、事業化に向けた支援



イ 農林水産業の成長産業化の推進

- ・農林水産業の再開支援、民間企業等の参入促進
- ・先端技術情報等の発信等による技術の普及・導入の促進

ウ 初等中等教育におけるイノベーション人材育成

- ・理数教育・グローバル教育・キャリア教育等の裾野の広い人材育成
- ・トップリーダー、専門人材の育成



エ 大学等の教育研究活動の推進等

- ・知の集積に向けた教育研究活動の促進等
- ・大学等の地域連携の推進

オ 地域の研究機関等と連携した産業人材の育成・確保

- ・若年層定着支援、中途人材の確保
- ・雇用型訓練等の実施による実践的な人材の育成

方向性(3) 生活環境の整備促進

住民の帰還促進に向けた取組とも連携し、浜通り地域等の産業集積の形成及び活性化を支える生活環境整備に取り組む。

(主な取組)

ア インフラ整備等の促進

- ・ふくしま復興再生道路の着実な整備、アクセス道路の強化
- ・相馬港及び小名浜港の利便性の更なる向上



イ 生活環境の着実な整備

- ・持続可能な交通網の形成
- ・地域医療・福祉等の確保

ウ 復興拠点等と連携したコミュニティの形成等

- ・新たな地域コミュニティの形成

方向性(4) 来訪者の増大による地域への交流人口の拡大

新たな交流、ビジネス機会や雇用の増加にもつながる、拠点を活用したイベント等を実施、継続的に交流人口拡大に取り組む。

(主な取組)

ア 拠点を活用した地域への来訪者の促進

- ・各拠点の機能を生かし、地域の観光資源と一体となった情報発信

イ 地域と連携した新たな魅力創造等による来訪者の促進

- ・地域資源を活用した新たな魅力創造等
- ・企業研修・会議等の誘致促進



方向性(5) 多様な主体相互間の連携の強化

市町村、企業などとの幅広い連携が不可欠であり、その環境づくりや協議等を進めていく仕組みを構築する。

(主な取組)

ア 中核的な機能を担う推進機構による関係者間の交流促進等

- ・本構想関係者間の情報共有、交流促進、情報発信等

イ 推進機構と福島相双復興官民合同チームとの連携強化

- ・実用化の推進、ビジネス機会の創出、情報発信等

一般財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構

- ・本計画に関連する取組を一貫して推進するため、一般財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構を計画実施主体として位置づけ
- ・本計画に基づく(1)から(5)の施策を総合的かつ計画的に推進するため、産業集積の促進、大学教育研究活動の支援、交流人口拡大、総合的な情報発信等を、県と一体となって進めていく

法第81条第3項に基づく特例事業

(1) 法第84条の適用事業(中小企業者の特許料等を軽減)

(2) 法第85条の適用事業(ロボット新技術開発者が国有施設を低廉利用)

第3部 福島県全域における新たな産業の創出等の取組

新たな産業の創出及び産業の国際競争力強化に寄与する取組

- (1) 再生可能エネルギー(福島新エネ社会構想)
- (2) 医薬品及び医療機器 (3) ロボット
- (4) 航空宇宙関連産業 (5) ICT(情報通信) (6) その他

取組の迅速かつ確実な実施のための措置等

- (1) 技術革新の推進
- (2) 企業立地の促進
- (3) 知的財産を活用した技術・製品開発の推進
- (4) 高度産業人材育成のための施策 (5) 起業の促進